

年金相談Q&A



令和4年の年金制度改正について教えて！

Q 令和4年4月から、年金の制度が変わったと聞きました。何がどのように変わったのですか。

A 令和2年6月5日に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の施行により、令和4年4月から以下のとおり年金制度が改正されました。

在職定時改定の導入 5ページをご参照ください。

在職中の支給停止の基準額の見直し(65歳未満) 7ページをご参照ください。

加給年金額の支給停止要件の変更

【令和4年3月まで】 加給年金額の加算対象となる配偶者が次の①、②のいずれかの年金の支給を受けている場合、当該加給年金額は支給停止されます。

① 年金の算定期間が20年以上※である老齢・退職を事由とする年金

② 障害を事由とする年金

※加入期間を合算する要件に該当し、20年以上となる場合等を含みます。

【令和4年4月から】 配偶者が上記①の年金の受給権を有している場合、支給の有無にかかわらず、加給年金額は支給停止されます(上記②の年金を受ける場合の加給年金額の支給停止要件に変更はありません。)。なお、一定の要件による経過措置があります。

加給年金額の詳細は、当共済組合ホームページに掲載しています。

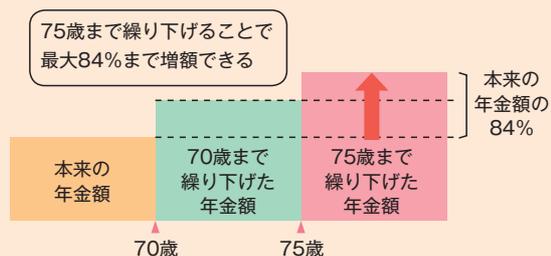
☞ [トップページ](#) → [共済制度について](#) → [年金制度について](#) → [年金のしくみ](#)
→ [老齢の年金のしくみ](#) → [65歳からの年金のしくみ](#) をクリック



繰下げ受給の上限年齢の引上げ

注: 昭和27年4月2日以後生まれの方および平成29年4月1日以後に老齢厚生年金の受給権が発生した方が対象
老齢厚生年金を繰下げ受給する場合の上限年齢が引き上げられました。

【令和4年3月まで】70歳 ▶ 【令和4年4月から】75歳



繰下げ受給の詳細は、当共済組合ホームページに掲載しています。

☞ [トップページ](#) → [共済制度について](#)
→ [年金制度について](#) → [年金のしくみ](#)
→ [老齢の年金のしくみ](#) →
[年金の支給の繰下げ](#) をクリック



注: 退職年金(年金払い退職給付)の繰下げ受給の上限年齢についても、昭和27年4月2日以後生まれの方を対象に、75歳に引き上げられました。

繰上げ受給の減額率の緩和 注: 昭和37年4月2日以後生まれの方が対象

老齢厚生年金を繰上げ受給する場合の減額率が緩和されました。

【令和4年3月まで】1月当たり0.5% ▶ 【令和4年4月から】1月当たり0.4%

年金担保貸付の廃止

日本政策金融公庫(または沖縄振興開発金融公庫)が行う年金を担保とする貸付事業について、恩給公務員期間を有する方の年金を除き、令和4年3月末に新規申込受付が終了しました。

制度改正の詳細は、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/>)に掲載されています。

☞ [ホーム](#) → [政策について](#) → [分野別の政策一覧](#) → [年金](#) → [年金・日本年金機構関係](#)
→ [年金制度改革法\(令和2年法律第40号\)](#)が成立しました をクリック

